A)

5.6.5 清潔操作を行う作業台の表面を使用前に消毒用アルコールなどで清拭する。 (ⅢA)

- 6 病棟における薬剤混合の仕方と保存方法
 - 6.1 病棟での混合薬剤数は極力少なくする。77,78,79(ⅡA)
 - 6.2 やむをえず病棟で薬剤混合を行う場合は、専用スペースで行う。80(ⅢA)
 - 6.3 注射薬の混合は、クリーンベンチなど無菌的な環境下で行う方が良い。80,81,82,83 (ⅢB)
 - 6.4 作業面は消毒用エタノールなどを使用して消毒する方が良い。84,85(**ⅢB**)
 - 6.5 薬剤師は薬剤混合、調製場所の選択・薬剤の管理に関して指導・助言をする。(ⅢA)
 - 6.6 薬剤の混合にあたっては、その作業に専念できるように係を決める方が良い。 86(Ⅲ B)
 - 6.7 薬剤混合作業では、マスクと専用のガウンを着用し、手洗いを行った後に清潔の手袋 (未滅菌で良い)を使用する。87,88(IIA)
 - 6.8 輸液製剤は、混合後 28 時間以内に投与を終了する。(ⅢA)
 - 6.9 混合を必要とする薬剤は、要時調製とする。混合薬剤の保管が必要な場合には、冷 蔵庫を用いる。89,90(ⅢA)
 - **6.9.1** 静脈内注射薬の混合、ライン接続・交換・サイトケアなどの輸液管理に関する 教育を行う。^{91,92,93}(ⅡA)

7 医療廃棄物

- 7.1 廃棄物が発生した場所(病棟)で、感染性医療廃棄物と非感染性廃棄物とを区別する。^{94,95} (IVA)
- 7.2 感染性医療廃棄物を安全に移動ができるように、破損や漏出しない保管容器を使用 する。95(IVA)
- 7.3 感染性医療廃棄物の容器には、形状や材質、汚染状況によって、バイオハザードマークなどを添付する。95(IVA)
 - 7.3.1 血液などの液状又は泥状の廃棄物は赤色のマークまたは「液状・泥状」と表示 する。95 (IVA)
 - 7.3.2 固形状(血液などが付着したガーゼなど)は橙色のマークまたは「固形状」と表示する。95(IVA)
 - 7.3.3 鋭利な廃棄物には黄色のマークまたは「鋭利なもの」と表示する。95(IVA)
- 7.4 一旦容器に入れた廃棄物は、素手で触れたり、取り出さない。95(IVA)
- 7.5 感染性医療廃棄物は、他の廃棄物と区別して病棟内に一時保管する。 一時保管は、